

令和2年6月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年6月25日 木曜日 16時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力	委員	2番	中村 正幸
”	3番	深田 広文	”	5番	羽生 友保
”	6番	杉 為昭	”	7番	鮫島 繁樹
”	9番	牛越 紀幸	”	10番	坂本 江里子
”	11番	岩本 延男	”	12番	河本 アツミ
”	13番	石寺 政和	”	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 2 報告第4号 合意解約等について

日程第3号 2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4号 2 議案第26号 非農地証明について

日程第5号 2 議案第27号 あっせんについて

日程第6号 2 議案第28号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)そ の 他

(5)閉 会

(6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	○それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和2年6月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	○これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。
日程第1号 議事録署名委員の指名	議長	○まず、日程第1西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。9番委員、10番委員を指名いたします。
日程第2号 2報告第4号	議長 事務局長	○続きまして日程第2報告第4号合意解約等について、事務局に報告を求めます。 ○日程第2報告第4号合意解約等についてを説明いたします。資料は1ページです。今月の合意解約は1番の1件で、台帳現況地目畑1筆、2,860㎡の合意解約がありました。以上で説明を終わります。
日程第3号 2議案第26号	議長 事務局長 議長 1番委員 7番委員	○はい、ありがとうございます。それではただいまより、議案審議に入ります。 日程第3議案第26号農地法第3条に規定する許可について、事務局、議案説明をお願いします。 ○日程第3議案第26号農地法第3条の規定による許可についてを説明いたします。資料は2ページから3ページです。 今月は賃借権設定3件、所有権移転1件、合計4件の申請がありました。 1番です。住吉里之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,242㎡を贈与により所有権移転するものです。 2番です。現和西俣地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積7,001㎡を賃借により10年間借り受けるものです。 本件2番については、許可後の経営面積が7,001平米となり、下限面積の20アールを超えます。 3番です。中割十六番地区です。台帳現況地目畑の6筆で、合計面積1万704㎡を賃借により3年間借り受けるものです。 4番です。下西邊泊地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積1,837㎡を賃借により3年間借り受けるものです。 以上、1番から4番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると認められます。以上で説明を終わります。 ○ありがとうございます。ただいま事務局のほうから説明がありました。続いて担当委員のほうを随時、お願いいたします。 ○1番です。番号1について、報告をいたします。 6月の21日、朝9時、推進委員立ち会いのもと、現地調査を行いました。 譲受人は、住吉、中之町在住の兼業農家であります。 譲渡人は、譲受人の叔母さんで、鹿児島島の現在、施設に入っており、娘さんと連絡がとれて、内容は、母より聞いておりますとのことでありました。 畑には既にイモが作付されており、管理もなされておりました。農業機械も一式そろっており、経営技術も、何ら問題ないと思います。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。 ○7番です。整理番号2について報告をいたします。 これは、6月23日、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。譲渡人は、現在は農業を止めていて、当該地も譲受

	<p>人の父親が管理していたところです。</p> <p>このたび、譲受人が西之表市農業振興公社の営農大学校を卒業し、新規就農するに当たり、引き続き10年間、借り受けるものでございます。</p> <p>譲受人は、花きのロベとかヒサカキ等を主体に、キビと複合経営を行っていくということでございます。</p> <p>現在、申請地にはキビを作付しておりました。</p> <p>機械類、技術面も、親と協力し合ってやっていくということで、何ら問題ないと思っております。</p> <p>前途有望な青年でございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、譲渡人には電話で確認をとっております。以上です。</p>
11番委員	<p>○はい、11番です。整理番号3番について説明します。</p> <p>21日、借人、推進委員の3名で、現地調査をしました。</p> <p>申請地は中割の6筆で、現況はいずれの農地も、カヤが生えており、耕作放棄地に近い状態であります。</p> <p>借り人は、45歳で、現在は、中割十六番に居住し、単身で、種子島に住んで6年目ということです。</p> <p>その間、安納イモ、バレイショ、耕作販売する農業生産法人の会社を立ち上げ、現在、パートを含む10名で会社運営をしております。</p> <p>販売先も生協と、安定した取引先で経営拡大を目指しております。</p> <p>貸人は、福岡在住の土地持ち非農家で、電話で確認をしました。</p> <p>貸人が種子島に帰省した際に、若い借人と知り合いまして、今回の申請になりました。</p> <p>この農地は、借人所有のトラクターでカヤを払い、そのカヤを堆肥にして、安納イモ・バレイショを作付けをするという話でした。</p> <p>貸借料も、双方の話の中で合意し倉庫も借りるということで、調整をしたようです。</p> <p>農機具、労働力、経営技術含めて、許可相当と思います。審議をお願いします。</p>
13番委員	<p>○13番です。番号4番について説明いたします。</p> <p>20日、譲受人・担当推進委員立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>台帳は、畑でございますが、現況は1筆となっております。</p> <p>譲渡人は土地持ち非農家でございます。電話にて確認を行っております。譲受人は、サトウキビ栽培をしながら漁業をしております。</p> <p>冬場は、シケも多いため、サトウキビを植えていたとのことでございます。</p> <p>半農半漁の経営となっております。農機具類も、必要なものはそろっております。</p> <p>今回の申請地には、来年、サトウキビの春植えを行うとのことでございます。</p> <p>ほか、申請どおり、問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>○ありがとうございました。ただいま事務局並びに担当委員のほうから報告がありました。</p> <p>この件について皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>○無いようですので質疑を終了して採決したいと思います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員賛成)</p> <p>○ありがとうございました。全会一致ですので、本案は許可することに決定をいたしました。</p>
日程第4号 2議案第27号	<p>議長 ○日程第4議案第27号非農地証明についてを審議いたします。事務局議案説明をお願いします。</p>

	事務局	○日程第4議案第27号非農地証明についてを説明いたします。資料は4ページです。 1番です。住吉里之町地区です。台帳地目は畑ですが、平成元年頃から耕作せず、現在原野となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。 なお、本件1番については、既に竹や雑草等を除去しているため、顛末書を添付して提出されております。以上で説明を終わります。
	議長	○現地調査が行われております。調査委員長報告をお願いいたします。
	7番委員	○7番です。6月24日、朝8時半より、6番委員、1番委員、担当推進委員、事務局2名、私と6名で、現地確認調査を行いました。 ただいま事務局から話ありましたように当該地は地目畑であるんですが長く耕作してなくて、また、竹がずっと走ってきていて、現在原野の状態でありました。また、面積も198㎡と小さく畑に復元するというのも、非常に厳しい状態でした。 なお、写真でも確認できるほど、竹が繁茂している一部を、通路として利用するため伐採しておりますが、顛末書を添付していることから許可ということで、全調査委員の同意を得ました。 皆さんのご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
	議長	○ありがとうございます。担当委員のほう何か補足があればお願いします。
	1番委員	○調査委員長報告のとおりであります。
	議長	○ありがとうございます。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ございましたら挙手をお願いいたします。 (挙手なし)
	議長	○ないようですので、議案第27号を採決いたします。 非農地証明について原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
	議長	○ありがとうございます。全会一致ですので、本案は許可することに決定をいたしました。
日程第5号 2議案第28号	議長	○続きまして日程第5議案第28号あっせんについてを議題といたします。事務局説明をお願いします。
	事務局	○日程第5議案第28号あっせんについてです。資料は5ページです。 1番貸したいの申し出です。場所は下西・壺泊地区です。 賃借料については10a当り1万2,000円をお願いしたいとのこと。あっせん委員につきましては、5番委員と、13番委員をお願いいたします。以上です。
	議長	○私から一ついいですか。賃借料が10アール当たり1万2,000円という数字が出てるんですけども、現在畑かん地帯でも、もうちょっと安いっていうことになってるんですが、この金額に何か根拠っていうのがあったら教えてください。
	事務局	○あっせんを申出の前に来られた時と問い合わせに来られた時に、こちらの標準賃借料10a当たり9,000円をお示しをしたんですけど、以前も1万2,000円で貸していたと言われたものですから、こちら、それが、申出人の希望ということでお伺いしております。
	議長	○はい、わかりました。あっせん委員になられた方は、大変でしょうけれども、よろしくをお願いいたします。
日程第6号 2議案第29号	議長	○続きまして日程第6議案第29号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。
	事務局	○日程第6議案第29号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを説明いたします。 まず始めに、利用権の設定を説明いたします。6ページをお

	<p>開き下さい。</p> <p>1 段目です。期間が令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日の 5 年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ 3,187㎡及び 1,242㎡、合計面積 4,429㎡、利用権の設定をする者 2 人、受ける者 2 人です。</p> <p>2 段目です。期間が令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日の 10 年間、地目畑、面積 2,677㎡、合計面積 2,677㎡、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。</p> <p>内訳については 7 ページを、詳細については 8 ページから 10 ページをご覧ください。</p> <p>続きまして所有権移転を説明します。11 ページをお開き下さい。</p> <p>令和 2 年 7 月 1 日に所有権を移転するものです。地目畑、面積 1 万 2,473㎡、合計面積 1 万 2,473㎡、所有権を移転する者 1 人、受ける者 1 人です。</p> <p>内訳については 12 ページを、詳細については 13 ページから 16 ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。17 ページをお開き下さい。</p> <p>1 段目です。期間が令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日の 5 年間、地目畑、面積 3 万 7,708㎡、合計面積 3 万 7,708㎡、利用権の設定をする者 5 人、受ける者 2 人です。</p> <p>2 段目です。期間が令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日の 10 年間、地目畑、面積 3,232㎡、合計面積 3,232㎡、利用権の設定をする者 2 人、受ける者 2 人です。</p> <p>内訳については 18 ページを、詳細については 19 ページから 25 ページをご覧ください。</p> <p>以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>○ありがとうございます。ただいま事務局のほうから説明がありました。</p> <p>農地中間管理事業を除きまして、利用権設定整理番号 1 から 3 と所有権移転、整理番号 1 について、担当委員の報告をお願いします。</p>
3 番委員	<p>○3 番です。1 番について報告をいたします。6 月の 20 日午前中に推進委員、借人立ち会いのもと、現地調査を実施いたしました。</p> <p>現地は、住吉能野地区の圃場整備地区内で、今回は利用権の更新ということでありました。</p> <p>今、昨年度のスナップエンドウの後整理をしておりました。</p> <p>貸人は、出郷者のため、申請内容について、電話で確認をとっております。</p> <p>借人は、園芸作を中心に経営を行っておりまして、農機具等も一式そろっております。</p> <p>申請の通り、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。</p>
5 番委員	<p>○5 番です。整理番号 2 について説明をいたします。</p> <p>この農地につきましては、先月の定例会に提出されたあっせん農地です。</p> <p>6 月 21 日午前に、認定農業者である借人と自分が、貸人の資産管理をしている妹宅を訪問し、利用集積計画を確認いたしました。</p> <p>その後、農地最適化推進委員と、現状確認もしております。</p> <p>この農地につきましては、借人所有の田に隣接しておりまして、既にもう牧草が栽培されております。</p> <p>お互いが顔見知りということで、計画書の通り、何ら齟齬するところはありません。よろしくお願いいたします。</p>
12 番委員	<p>○12 番です。整理番号 3 について報告します。</p>

		<p>21日、朝7時30分、代理人である借人の父親及び推進委員立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>借人はサトウキビ・イモを中心とした農業生産法人です。機械、労働力、経営能力も十分で、申請地にはすでにでん粉イモを植えておりました。</p> <p>貸人の方には、電話で確認をとっております。申請書の通り間違いはないということでした。</p> <p>双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
	7番委員	<p>○12ページです。所有権の移転のところで説明いたします。</p> <p>整理番号1について、報告をいたします。</p> <p>6月23日朝8時、譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。</p> <p>当申請地は3月定例総会で出された売りたいのあっせん案件でございます。</p> <p>このたび、譲受人と話がまとまり、今回の申請になりました。</p> <p>譲受人は、譲渡人と同じ集落に住み、キビ、安納イモを作付している大規模経営を行っている認定農業者でございます。</p> <p>譲受人は機械類も一式そろっており、経営技術面も何ら問題ないと思えます。</p> <p>なお、譲渡人とは面談にて確認をとっております。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。それでは審議のほうに入りたいと思います。ただいま説明報告がありましたけれども、</p> <p>(挙手なし)</p>
	議長	<p>○それではないようですので議案第29号を採決いたします。</p> <p>農用地利用集積計画策定に係る意見について原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手なし)</p>
		<p>○ありがとうございました。全員の賛成ですので、本案は承認することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。それではその他のほう、事務局。</p>
4	その他	<p>事務局</p>
	事務局	<p>○次は、4その他であります。</p> <p>事務局から、今後のスケジュール等についてご説明します。</p> <p>(7月のスケジュールについて資料により説明)</p> <p>(農業委員会事務の実施状況等の公表について資料により説明)</p> <p>(令和二年度の目標及びその達成に向けた活動等計画について資料により説明)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症関連の支援策について)</p> <p>(人農地プランに係るアンケート調査について)</p>
5.	閉会	<p>事務局</p>
	事務局	<p>○以上をもちまして、令和2年6月西之表市農業委員会定例総会を閉会します。お疲れ様でした。</p>

17時01分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和2年7月17日

西之表市農業委員会 会長 ㊟

西之表市農業委員会 9番委員 ㊟

西之表市農業委員会 10番委員 ㊟